

令和8年度 島根県中小企業制度融資

島根県商工労働部中小企業課 金融係

1. 背景と方針

背景

- エネルギー価格・物価高騰・賃上げ・米国の関税措置の影響などにより、経営環境は厳しい状況が続いている
- こうした厳しい状況を踏まえ、経営改善や起業・創業などに向けた県内企業の取組に対する資金需要に対応していく必要がある



方針

- ニューマネーを含む借換制度を中心に、経営改善や早期の事業再生に向けた取組を支援するとともに、資金繰り不安の払拭と返済負担の軽減を図る
- 起業・創業にチャレンジする取組を支援

2. 融資枠（令和8年度）

総額：500億円（令和7年度と同額）

エネルギー価格・物価高騰・賃上げ・米国の関税措置等の対応として、ニューマネーを含む借換資金の融資枠を310億円確保

< 協調支援型経営課題対応特別資金 > 融資枠 230億円

- ・保証料を引き下げた新たな国の保証制度（協調支援型特別保証制度）を活用
- ・R2コロナ資金（ゼロゼロ融資）等の保証付既往借入金の借換可

< 経営改善長期借換資金 > 融資枠 80億円

- ・商工会議所等の指導による経営改善計画の作成等を要件に、既往借入金の借換資金を支援

3. 取扱期間の変更

○延長分

- ①一般資金（経営者保証非提供枠）
- ②協調支援型経営課題対応特別資金
- ③経営改善サポート資金
- ④経営改善長期借換資金
- ⑤新事業展開強化資金
- ⑥令和8年島根県東部を震源とする
地震災害対策資金

令和9年3月31日まで延長

4. 協調支援型経営課題対応特別資金



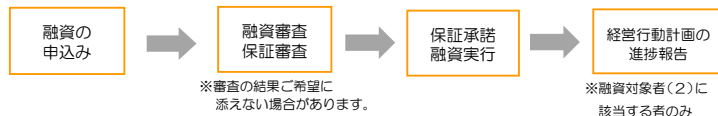
島根県中小企業制度融資

協調支援型経営課題対応特別資金

原材料価格の高騰、物価高や米国の関税措置の影響など、多岐にわたる経営課題に取り組む県内中小企業者の資金繰りを支援するため、保証料率を引き下げた国の新たな保証制度(協調支援型特別保証制度、令和7年3月14日施行)を活用し、借換えや新たな資金需要に対応した資金を創設します。

制度名	協調支援型経営課題対応特別資金
対象者	次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 (1)原則として申込金融機関から本資金による融資の実行と同時に本資金の融資額の1割以上のプロパー融資(保証協会の保証を付さないで行う融資をいう。)(融資期間が12か月以上であるものに限る。)を受けること (2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画実行及び進捗の報告を行うこと
融資限度額	28,000万円
資金使途	設備資金、運転資金 ※保証付既往借入金の借換可
融資期間	設備資金 10年以内(据置期間3年以内を含む) 運転設備資金 10年以内(据置期間3年以内を含む) 運転資金 10年以内(据置期間1年以内を含む)
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	年1.50%(固定金利) ※責任共有利率での利用のみになります。
信用保証料率	上記対象者のうち (1)0.30~1.27% (2)0.34~1.43% ※借入時の保証料率
担保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連帯保証人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要
取扱期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日保証申込分まで

ご利用の流れ



申し込み先

商工会事務所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融係
TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <https://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

●対象者条件

- ①原則として、申込金融機関からの本資金による融資実行と同時に本資金の融資額の1割以上のプロパー融資(保証協会の保証を付けないで行う融資)を受けること
- ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画実行及び進捗の報告を行うこと

●資金使途：設備、運転 ※保証付既往借入金の借換可

●貸付利率：年1.5% (固定)

●保証料率：①0.30~1.27% ②0.34~1.43%

●融資期間：10年

●物価高騰、人手不足、賃上げ、米国の追加関税措置への対応など、幅広い経営課題に活用可能ですので、ぜひご活用ください。

5. 経済変動等資金（三菱マヒンドラ農機等対応枠）

島根県中小企業制度融資



経済変動等資金(三菱マヒンドラ農機等対応枠)

三菱マヒンドラ農機（株）、リョーノーファクトリー（株）、三菱農機販売（株）（以下「三菱マヒンドラ農機等」といいます。）が、農業用機械事業からの撤退を発表されたことを受け、三菱マヒンドラ農機等の事業活動の制限により経営の安定に支障を来している中小企業者等の資金繰りを支援します。

制 度 名	経済変動等資金（三菱マヒンドラ農機等対応枠）
対 象 者	【一般保証枠】（取引依存度月商5%以上、売上減5%以上） ・三菱マヒンドラ農機等の事業活動の制限により、以下の要件を満たす中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 ・三菱マヒンドラ農機等との取引関係（間接的な取引の連鎖の関係にある場合を含む。）にあって、その取引規模が月商の5%以上であり、かつ、当該事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1か月間の売上高等の減少率の実績が前年同月比5%以上であり、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の減少率の実績又は見込みが前年同期比5%以上であること 【セーフティネット保証2号対応枠】（取引依存度20%以上、売上減10%以上） ・三菱マヒンドラ農機等の事業活動の制限により、以下の要件を満たし、中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定を受けた中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 ・三菱マヒンドラ農機等と直接取引を行っており、当該事業者の事業活動に20%以上依存し、かつ、当該事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1か月間の売上高等の減少率の実績が前年同月比10%以上であり、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の減少率の実績又は見込みが前年同期比10%以上であること
融 資 限 度 額	【一般保証枠】2億8,000万円 【セーフティネット保証2号対応枠】一般保証とは別枠で2億8,000万円
資 金 使 途	運転資金、設備資金（県制度融資の既往債務について借換可）
融 資 期 間	10年以内（据置期間1年以内を含む）
返 済 方 法	元金均等分割返済
貸 付 利 率	【一般保証枠】 責任共有 年1.45% 責任共有外 年1.30% 【セーフティネット保証2号対応枠】 責任共有外 年1.30%
信用保証料率	【一般保証枠】 責任共有 年0.40~1.50% 責任共有外 年0.40~1.70% 【セーフティネット保証2号対応枠】 責任共有外 年0.40~0.91%
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要
取 扱 期 間	令和8年5月1日~令和9年3月31日まで ※セーフティネット保証2号の市町村への申請期間は令和9年3月1日まで

申し込み 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融係
TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

●背景等

三菱マヒンドラ農機等がセーフティネット保証2号指定されたことを受け、経済変動等資金（三菱マヒンドラ農機対応枠）を創設。

三菱マヒンドラ農機等との取引依存度や売上減少率に応じて、一般保証枠とセーフティネット保証2号対応枠により、経営の安定に支障が生じている中小企業者の資金繰りを支援いたします。

●資金使途

運転、設備

※県制度融資の既往債務については借換可

●取扱期間：令和8年5月1日~令和9年3月31日まで

●ポイント

・各市町村からセーフティネット保証2号の認定を受けることで、低保証料率で融資を受けることが可能。（一般保証枠は0.40~1.70%）